

2020年4月20日

東京都福祉保健局長殿

障害児放課後グループ連絡会・東京（放課後連・東京）

会長 村岡真治

事務局：かるがも花々会 事務局長：加辺紘樹

〒203-0042 東久留米市八幡町 2-13-29

TEL 042-477-6492 FAX 042-477-6493

新型コロナウイルス問題に関わる 放課後等デイサービスについての緊急の再要望

日ごろから、障害のある子どもの放課後活動（放課後等デイサービスによる事業）にご理解をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス問題に関わる、放課後等デイサービスについての、私たちの緊急の要望は、「困り事」調査のまとめを添えて、4月13日にお届けしたところです。しかし、緊急事態宣言が全都道府県に出され、また、感染者が都内で3000人を超えるなど、事態はいっそう深刻化しています。私たち「障害児放課後グループ連絡会・東京（放課後連・東京）」（70か所）に加盟する事業所でも、多くが規模を縮小して活動するほか、いくつかは臨時休業に踏みきっています。

こうした状況を踏まえて、緊急に再度、要望をさせていただきます。

1. 臨時休業中の事業所への補償を

臨時休業した事業所については、**4月16日に出された「事務連絡」**では、子どもが欠席したときの報酬請求と「同様に対応する」とされています。

しかし、この対応は、事業所を開所して、子どもが利用を予定することを前提にしたものです。そもそも子どもの利用を予定しない臨時休業の場合はどうすればいいのか不明です。また、「2」で述べるように、報酬を算定するとき、不必要なハードルも課されています。

一方で、事業所が臨時休業しても、家庭の状況や保護者の勤務実態などから、どうしても子どもを預からなければならない場合があります。このことと、事業所の臨時休業とを両立させる必要があります。

臨時休業した事業所の減収は、届け出ている体制にしたがって補償されるようにしてください。また、臨時休業中に、どうしても預からなければならない子どもがいた場合は、別枠で対応できるようにしてください。

また、臨時休業した事業所が、どのようにすれば運営を維持できるかわからず、困っています。区市町村に対して、臨時休業中の事業所の実情を把握し、相談に乗るように指示してください。

2. 子どもの欠席時の補償を

①報酬算定書式の早急な改善を

放課後活動は本来、家庭や学校ではない「第3の活動の場」として、遊びや生活をつうじ、「他者と気持ちをやりとりする力」「思うに任せない現実と折り合う力」など、子どもの人格的な力を培うものです。

事業所を欠席している子どもに対して、課題や教材を提示したり、その評価をしたりするのは、営利企業が行なうような塾などには適していても、私たちのような事業所にはふさわしくありません。事業所が報酬算定をするうえで、不必要なハードルとなっています。同時に、保護者には、無用の負担を強いる原因にもなっています（4月16日の「事務連絡」にも、保護者からの苦情が都に寄せられていることが記載されている）。

報酬算定の書式は、課題や教材を提示したり、その評価をしたりするやり方はやめて、子どもの家庭での様子を聞き取って記録するものなどに早急に改善してください。

なお、宮本徹衆議院議員事務所より、「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）」をつうじて、別紙の資料（4月10日 衆議院厚生労働委員会議事速報）が届きました。都などが行なっている、子どもの欠席時の報酬算定の書式については、「家庭の孤立化防止や支援が必要になったときの適切な介入につながるという趣旨でありまして、家庭内で実施が困難と思われるような高度なことを家庭に課すようなことを求めるというものではございません」などと記録されています。十分に参考にしてください。

②利用料補助の明示・簡易化を

都のこれまでの事務連絡では、子どもが事業所を欠席しても「利用料が発生する」と記載されています。これは、保護者にとって、まったく道理に合わないことです（4月16日の「事務連絡」にも、保護者からの苦情が都に寄せられていることが記載されている）。事業所も、保護者への説明に苦慮しています。

国の補正予算案では、「学校の臨時休業により追加的に生じた利用者負担の補助に係る経費」「代替サービスの提供に係る利用者負担の補助に係る経費」が盛り込まれています（4月7日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策について」）。国会および都議会において補正予算が成立したのちは、利用料が補助されることを、すみやかに事業所と保護者に明示してください。

また、こうした利用料補助は、報酬請求の過誤申立書を作って再請求しなければならないならば、新型コロナウイルス問題への対応で疲弊している事業所に多大な負担を押し付けるものになります。利用料補助は、繁雑な手続きを経ず簡易化して実施してください。

なお、以上のような問題が起こる背景には、支援を切り売りするかのよう、報酬額を出来高払いで決めたり、その一部分を保護者に負担させたりする、今の放課後等デイサービスの制度の仕組みがあります。こうした仕組みは、災害や感染症問題などが起きた緊急時には、対応力がきわめて弱いことが明らかになっています。

4月13日の「緊急要望書」で要望させていただいたように、2021年度の次期報酬改定に向けて、国に制度改善を要望してください。また都としても、首都・東京にふさわしく、全国に先駆けた施策化をしてください。このことを、あらためて要望いたします。